

第3期訓子府町教育大綱

～訓子府町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策～

令和7年3月

訓 子 府 町

I 大綱の位置付け

II 大綱の期間

III 大綱と関連計画との関係

IV 基本理念

「誰もが幸せに生きるための、夢と生きがいをはぐくむ教育」

V 基本目標

基本目標 1 学校教育

基本目標 2 社会教育

基本目標 3 子育て支援・幼児教育

はじめに

教育大綱は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「法」という。)第1条の3の規定に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目的や施策の根本となる方針を定めるものであります。なお、訓子府町においては、平成27年度に「訓子府町教育大綱」を策定し、本町の目指すべき教育の実現に取り組んできたところです。

このたび「第2期訓子府町教育大綱」が令和6年度で終了することから、昨今の社会情勢や教育的課題に配慮しながら、新しい「第3期訓子府町教育大綱」(以下「第3期教育大綱」という。)を策定するものです。

I 大綱の位置付け

第3期教育大綱の策定にあたっては、日本国憲法、教育基本法、児童憲章等の精神を遵守するとともに、教育基本法第17条第1項の規定に基づく国の「教育振興基本計画」を参酌し、本町の教育目標である「知」・「徳」・「体」・「勤労」・「社会」の実現を目的とするものです。

また、本町の最上位計画である「第6次訓子府町総合計画」(以下「第6次総合計画」という。)や「地方版総合戦略」(以下「第2期まち・ひと・しごと総合戦略」という。)を踏まえ、さらには、訓子府町の教育や子育てに関わる計画などを基本とし策定いたしました。

訓子府町教育目標

- 1 自ら学び、知性を磨き、文化を創造する人に……………知
- 2 思いやりの心を育み、人間愛に満ちた人に……………徳
- 3 命の尊さを知り、健康でたくましく生きる人に……………体
- 4 働くことを喜びとし、くらしを高める人に……………勤労
- 5 郷土の恵みに感謝し、豊かな未来を切り拓く人に……………社会

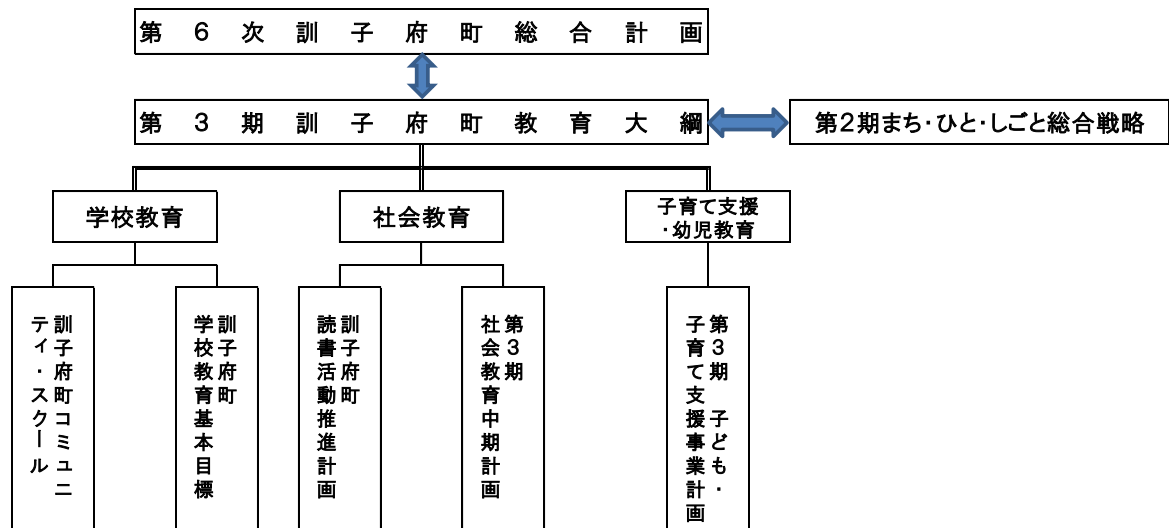
II 大綱の期間

【令和7年度から令和11年度までの5年間】

第3期教育大綱の期間は、第6次総合計画や第2期まち・ひと・しごと総合戦略及び本町の教育、子育てに関する各種計画との整合性を図るため、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、国の動向や社会・教育情勢の変化に伴い、必要に応じて見直しを実施していきます。

Ⅲ 大綱と関連計画との関係

【 関連計画との関係 Ⅰ 】



第3期教育大綱は、学校教育、社会教育、子ども・子育て支援の分野で構成され、教育・子育て支援などに関するそれぞれの計画や目標を基本とするとともに、第6次総合計画や第2期まち・ひと・しごと総合戦略での基本目標を踏まえ策定いたしました。

【 関連計画との関係 Ⅱ 】

計画／年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
総 合 計 画	第5次 (H19～H28)		第6次 (H29 ～ R8)										第7次 (R9 ～ R18)		
まち・ひと・しごと 総 合 戦 略	第1期 (H27～R1)				第2期 (R2～R6)※R8まで延長							第3期 (R9～)			
教 育 大 綱	第1期 (H27～R1)				第2期 (R2～R6)						第3期 (R7～R11)				
社 会 教 育 中 期 計 画	第1期 (H27～R1)				第2期 (R2～R6)						第3期 (R7～R11)				
読 書 活 動 推 進 計 画					第1期 (R2～R11)										
子 ども・子 育 て 支 援 事 業 計 画	第1期 (H27～R1)				第2期 (R2～R6)						第3期 (R7～R11)				

【基本理念】

＜ 誰もが幸せに生きるための、夢と生きがいをはぐくむ教育 ＞

- 次代を担う子どもたち一人ひとりの人権を尊重し、夢と希望をもって将来にわたり幸せで健やかに生きていくための力を育てていきます。
- 人々が多様なかわり合い・支え合いの中で、生きがいと誇りをもって暮らし、幸せとを感じるよう教育による持続可能なまちづくりを目指します。
- 安心して子どもを産み育てることができ、子育てを支える環境づくりを進めます。

【第3期】
【学校教育】

■基本目標

「自ら学び、考え、行動する力を育てる」

□次代を担う子どもたちが、生きる力を身に付け、未来に向けて自らが持続可能な社会の創り手となるよう、学校・家庭・地域が連携し、学ぶ意欲と基礎・基本の定着、豊かな心と健やかな体の育成、地域と連携した教育活動を推進していきます。また、様々な体験や地域での活動を通して、ふるさとを知り、ふるさとに愛着を持ち、地域を支える人材を育てるための「ふるさと教育」の充実を図るなど学校教育の推進に努めます。

■基本方針

①切れ目のない「学びの連続」、「支援の継続」の推進

- ◇幼小中高が連携し、一貫した学びの教育環境づくり
- ◇支援が必要な子どもに対する切れ目のない支援
- ◇学ぶ意欲の向上と基礎・基本の定着
- ◇基本的生活習慣、学習習慣の確立

②豊かな心と健やかな体の育成

- ◇豊かな人間性の育成
- ◇健やかな体の育成

③地域との連携と教育環境の充実

- ◇ふるさと教育「くねっぶ学」の推進
- ◇安心・安全のための体制づくり
- ◇学びのための教育環境の充実
- ◇訓子府高等学校の存続と振興

【第3期】
【社会教育】

■基本目標

「すこやかな心と体で「ちょといいね！」の地域づくり」

【第3期社会教育中期計画(R7～R11)】

【読書活動推進計画(R2～R11)】

□生涯の各ステージで適切な学習や活動機会を提供し、側面的支援、環境整備を行うことにより、地域や社会の課題解決、地域づくりにつなげることを目的とします。

■基本方針

①学びを広げる～人生をもっとカラフルに～

- ◇幼少年期～多彩な体験活動の充実
- ◇青少年期～仲間づくりと自主的な活動の支援
- ◇成人期～豊かな時間をつくるための学習と活動を支援
- ◇高齢期～学びの広がりとながりを支援

②学びを支える～地域をもっとワクワクに～

- ◇ワクワクする活動を支援するための施設づくり
～自主的な活動を支援するための施設整備
- ◇ワクワクを応援する専門職員
～専門職員の配置と研修の充実
- ◇ワクワクする情報の発信
～SNS等を活用した情報の発信

【第3期】
【子育て支援・幼児教育】

■基本目標

「安心して子どもを産み、育てることのできる教育環境を創る」

【第3期訓子府町子ども・子育て支援事業計画(R7～R11)】

□地域全体で子どもや子育て家庭を支援し、安心して子育てができる環境を整備するとともに、すべての子どもが心豊かに育ち、あわせて保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができる環境の充実に努めます。

■基本方針

①地域における子育て支援の充実

- ◇地域における子育て支援サービスの充実
- ◇家庭や地域の教育力の向上
- ◇子どもの安全確保と健全育成
- ◇子育てと仕事を両立できる環境づくりの推進

②妊娠・出産期から切れ目のない支援の充実

- ◇妊娠～出産期の支援
- ◇新生児期～乳幼児期の支援
- ◇子育て支援ネットワークづくりの推進

③子どもたちの健やかな成長にとっての良質な教育・保育の提供

- ◇質の高い幼児教育・保育サービスの提供
- ◇幼児教育と就学期教育の連携
- ◇食育の推進

④すべての子どもの育ちを支える環境整備

- ◇子どもの発達支援事業等の充実
- ◇子育て家庭への経済的支援

IV 基本理念

「誰もが幸せに生きるための、夢と生きがいをはぐくむ教育」

令和8年度には、本町に開拓の鍬が打ち下ろされてから、130年の記念の年を迎えることとなります。

次代を担う子どもたち一人ひとりの人権を尊重し、夢と希望をもって将来にわたり幸せで健やかに生きていくための力を育んでいきます。

人々が多様なかかわり合い・支え合いの中で、生きがいと誇りをもって暮らし幸せと感じるよう、教育による持続可能なまちづくりを目指します。

安心して子どもを産み育てることができ、子育てを支える環境づくりを進めます。

V 基本目標

◇基本目標 1【学校教育】

「自ら学び、考え、行動する力を育てる」

次代を担う子どもたちが、生きる力を身に付け、未来に向けて自らが持続可能な社会の創り手となるよう、学校・家庭・地域が連携し、学ぶ意欲と基礎・基本の定着、豊かな心と健やかな体の育成、地域と連携した教育活動を推進していきます。また、様々な体験や地域での活動を通して、ふるさとを知り、ふるさとに愛着を持ち、地域を支える人材を育てるための「ふるさと教育」の充実を図るなど学校教育の推進に努めます。

基本方針

(1) 切れ目のない「学びの連続」、「支援の継続」の推進

本町は、乳幼児期から義務教育まで、一貫した子育て支援や教育ができる環境にあり

ます。子どもたち一人ひとりに対し、きめ細やかな切れ目のない「学びの連続」と「支援の継続」を図り、自らが持続可能な社会の創り手となるための資質や能力を身に付けていくことを目指します。

■施策の柱① 幼小中高が連携し、一貫した学びの教育環境づくり

○幼児教育から義務教育まで一貫した教育環境や特性を生かし、幼小中そして訓子府高等学校を含めた連携を図ることで、子どもたち一人ひとりの能力、個性を伸ばしていく教育活動を進めていきます。

■施策の柱② 支援が必要な子どもに対する切れ目のない支援

○特別な支援が必要な子どもに対し、こども園から小中学校まで長期的視点にたった切れ目のない支援の継続と医療、福祉との連携を図り、自立と社会参加に向けて、個々の発達や特性に応じたきめ細やかな教育環境に努めるとともに、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、不登校や多様な児童生徒に寄り添った支援を行います。

■施策の柱③ 学ぶ意欲の向上と基礎・基本の定着

○変化の激しい社会を生き抜いていくために、一人ひとりが可能性を伸ばし、確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と主体的に学習に取り組む姿勢の育成に努めます。また、ICT環境を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進に努めていきます。

■施策の柱④ 基本的生活習慣、学習習慣の確立

○望ましい生活習慣や学習習慣を身に付けるため、学校・家庭・地域が連携・協働し、家庭や地域の教育力向上に努めます。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちが、これからの社会を創造的に考えていく力を身に付けていくために、豊かな心と人間性を育み、心身ともに健やかに成長できるよう、地域での交流や文化・芸術などの

多様な体験活動を行うとともに、家庭や地域・学校と連携した「心の教育」や「健康教育」の充実を図ります。

■施策の柱① 豊かな人間性の育成

○子どもたちの思いやりの心や感動する心など、豊かな心と人間性を育むための道徳教育や読書活動の充実を図ります。また、多様な体験活動等を通し、自分の価値観を認識しつつ、他者と協働することを学ぶことのできる教育活動の充実に努めます。

■施策の柱② 健やかな体の育成

○子どもたちの健やかな育ちを支えるため、運動の楽しさや喜びを実感できる環境づくりを進め、発達段階に応じた体力・運動能力の向上に努めます。また、地元食材などを活用し、食に関する知識と望ましい食習慣を身に付けるための食育事業、健康に関する正しい知識や生活習慣を身に付けるための健康教育を推進します。

(3) 地域との連携と教育環境の充実

子どもたちが健やかに成長し、ふるさとを知り、ふるさとに愛着を持ち、地域を支える人材作りのために、コミュニティ・スクールでの活動を通して学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの成長を支えていくとともに、安全教育の推進や学びのための教育環境の充実に努めます。また、本町唯一の訓子府高等学校の振興、存続について、引き続き地域をあげて支援を行い、訓子府高等学校の特色ある学校づくりを推進します。

■施策の柱① ふるさと教育「くんねっぶ学」の推進

○学校や家庭、地域が一体となり、地域資源や人材を活用しながら、コミュニティ・スクール活動の充実を図り、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える教育活動を推進するとともに、多様な体験活動を通して訓子府町の魅力や素晴らしさを知り、愛着をもって町の未来を担う人材を育成するため、幼小中高が連携したふるさと教育「くんねっぶ学」を推進していきます。

■施策の柱② 安心・安全のための体制づくり

○子どもたちが、犯罪や事故、自然災害など危険に対する理解を深めるとともに、危険発生時に適切な対応ができるよう、必要な知識と技能を身に付けるための安全教育の充実に努めていきます。また、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの安全確保のための体制の充実を図っていきます。

■施策の柱③ 学びのための教育環境の充実

○学校施設や設備等の教育環境の点検や維持管理に努めるとともに、教員の資質向上のための研修の充実とあわせ、子どもたちと向き合う時間を確保するための環境の充実を図ります。また、学びのためのセーフティーネットとしての就学援助制度などの経済的支援を継続するとともに、教育相談機能の充実に努めます。

■施策の柱④ 訓子府高等学校の存続と振興

○本町唯一の訓子府高等学校の振興と存続のため、生徒や保護者などの高校に対する教育ニーズの実現に努めていくとともに、地域との協働活動や交流、こども園や小中学校との連携を図り、訓子府高等学校の特色ある学校づくりを支援し、高校の魅力を高める取り組みを推進します。また、就学の機会均等を図るため、奨学金制度や通学費支援などにより、誰もが高校教育を等しく受けられる環境の充実に努めます。

◇基本目標 2【 社会教育 】

「すこやかな心と体で『ちょっといいね！』の地域づくり」

学習や文化・芸術・スポーツ活動、ボランティア活動、地域活動などにおいて、学びを通じて人と人、人と地域、団体と団体、地域と地域がつながり、絆を深めることにより、「すこやかな心と体で『ちょっといいね！』の地域づくり」のための社会教育を推進します。

基本方針

(1) 学びを広げる～人生をもっとカラフルに

人生100年時代を迎える中、生涯学習の理念の基つき、生涯にわたるあらゆるステージ（幼少年期・青年期・成人期・高齢期）において、町民が学習し、仲間づくりや社会参加により、相互に高めあうことで一人ひとりの人生がカラフルなものになることを目指します。また、さまざまな生活課題や地域課題などを解決するための学習・活動により、将来にわたって個人も地域も発展し続けるまちづくりを目指します。

ここでは、生涯を「幼少年期」「青年期」「成人期」「高齢期」の4期に分けた上で、公民館、スポーツセンター、歴史館、図書館の4領域のネットワーク化により、社会教育の推進を図っていきます。

■施策の柱① 幼少年期における多彩な体験活動の推進

○幼少年期は、人生の基礎を培っていく時期であり、さまざまな体験・経験をすることにより、自分の人生をより豊かにしていくための礎を築くとても大切な時期です。通年にわたる幅広い分野での体験プログラムを実施し、芸術・スポーツ・読書などに親しむことのできる活動を推進していきます。

■施策の柱② 青年期における仲間づくりと自主的な活動の支援

○青年期は、中学校・高等学校・大学など、学校での活動が主になってくる時期です。幼少年期に得たさまざまな経験をもとに、自分でやりたいことを発見し、仲間づくりのための時期であり、社会教育施設を活用した主体的な青年活動や芸術・スポーツ・読書活動などへの参加をきっかけとして、まちづくりへとつながるような学習活動を推進していきます。

■施策の柱③ 成人期における豊かな時間をつくるための学習と活動を支援

○成人期は、幼少年期・青年期を経て育まれたさまざまな学びや体験・経験から、自

分自身の社会的役割や特性等を意識した主体的な学習や活動を行っていく時期です。仲間とともに自分たちの学習や活動を発展させていくことが望まれる時期でもあり、さまざまな分野での情報や資料提供を行い、趣味や学習、地域活動へと広がるように関係機関・団体と連携を図りながら、主体的で継続的な活動を支援していきます。

■施策の柱④ 高齢期における学びの広がりをつなぐを支援

○高齢期は、自分たちの得意な分野で力を発揮し、今までに得た知恵と技を次世代に伝えることが求められている時期です。自分たちが得てきたものを幼少年期・青年期・成人期へと引継ぎ、自分たち自身も楽しく活動する時期であり、高齢者の経験や知識を生かす機会、知恵や技術を次世代へ伝える機会の提供を図り、健康で生きがいがある活動を支援していきます。

(2) 学びを支える～地域をもっとワクワクに

社会教育施設は、住民の学びと活動の拠点であり、「学びと学び」「学びと活動」「活動と活動」といった結びつきを継続発展させるために必要な要素です。

公民館・スポーツセンター・歴史館・図書館等の社会教育施設が住民にとってワクワクする活動ができる施設であり、住民のニーズに沿った環境整備を図るための調査・研究を行いながら、「人と人」「人と資料(図書館や歴史館等の資料)」「団体と団体」「学習・文化・スポーツ活動による出会いや交流」を重ねることにより、地域の絆が深まることを目指します。

■施策の柱① ワクワクする活動を支援するための施設整備

～自主的な活動を支援するための施設づくり

○社会教育施設等は、学びや活動の中心にあり、「公民館は心」「スポーツセンターは体」「歴史館は知恵」「図書館は知識」を育むものとして捉え、4つの領域の連携を強化し、総合的な取組を行うことで、より豊かな学びと活動が高まり、住民がワクワクするような学習や活動を支援するため、町民や施設利用者にも運営に携わることのできる仕組

みを整備し、各施設の長寿命化を図りながら適切な施設運営を行います。

■施策の柱② ワクワクを応援する専門職員

～専門職員の配置と研修の充実

○主要な施設に専門職員を配置し、施設の役割についての理解を深めるため、研修への参加や施設に関係する職員全体で相互学習を行うなど、専門的な力量を高めることにより、住民の学習や活動の支援を図ります。

■施策の柱③ ワクワクする情報の発信

～SNS等を活用した情報の発信

○「生涯学習情報紙まなベル」に加え、町ホームページやSNSなどにより幅広い年代の人たちが適時に有益で魅力的な情報を得られるように発信していきます。

◇基本目標 3【子育て支援・幼児教育】

「安心して子どもを産み、育てることのできる教育環境を創る」

誰もが安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりのため、地域全体で子どもや子育て世代を支援し、安心して子育てができる環境を整備するとともに、すべての子どもが心豊かに育ち、あわせて保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができる環境の充実のため、子育て支援、幼児教育の推進に努めます。

基本方針

(1) 地域における子育て支援の充実

子どもが健やかに育つ環境づくりを進めるため、子育てに関する情報提供をはじめ、子育て中の親子の交流の場や気軽に子育てに関する相談ができる環境の充実を図るとともに、児童施設等や地域での様々な活動を通し、地域全体で子どもを育む環境づくりに努めます。

■施策の柱① 地域における子育て支援サービスの充実

○子育て家庭が、育児不安や負担を抱え込むことなく子育てができるよう、子育て支援センターをはじめ子育て施設等と連携を図り、不安や悩みについての相談や子育てに関する情報提供を行うなど、きめ細やかな子育て支援サービスの提供を図ります。

■施策の柱② 家庭や地域の教育力の向上

○身近な地域で安心して子育てができるよう、保健・福祉・教育などの関係機関が連携し、子育てに関する学習機会の提供や教育相談などの充実を図り、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

■施策の柱③ 子どもの安全確保と健全育成

○子どもたちの危険を未然に防止するため、関係機関・企業や地域と協力しながら子どもたちを守り育てる地域づくりに努めます。また、子どもの居場所づくりとして、児童センターや放課後子ども教室において、多様な遊び場の提供や体験活動などの充実を図り、子どもたちの健全な育ちを支えていきます。

■施策の柱④ 子育てと仕事を両立できる環境づくりの推進

○仕事と子育ての両立を支援するため、多様な子育てニーズに応える保育サービスの充実を図るとともに、保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう環境づくりに努めます。

(2) 妊娠・出産期から切れ目のない支援の充実

子どもの健やかな育ちのために、妊娠・出産期から子育て期において、安心して子どもを産み育てることができるよう、出産や子どもの成長に合わせて関係機関が総合的に支援する体制づくりを進めます。また、気軽に相談できる体制を整備するなど、支援が途切れることなく誰もが安心して子育てできる環境の充実を図ります。

■施策の柱① 妊娠～出産期の支援

○安心して出産を迎えられるよう、妊娠中の過ごし方や出産・育児について学ぶ機会の提供、妊婦やその配偶者等との面談による情報提供や相談、産後の身体的・心理的な面で支援を要する母子に対しての産後ケアを実施するなど、妊娠から出産期のきめ細やかな支援の充実に努めます。

■施策の柱② 新生児期～乳幼児期の支援

○新生児期から乳幼児期においては、乳幼児家庭訪問や健康診査・健康相談などにより、育児不安や発達状況を把握・対応しながら、安心して育児が行えるよう切れ目のない支援体制の充実に努めます。

■施策の柱③ 子育て支援ネットワークづくりの推進

○関係機関などと連携を強化し、妊産婦及び乳幼児の子育て世代への包括的な支援を行うため、地域の特性に応じた妊産婦から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実に努めます。

(3) 子どもたちの健やかな成長にとっての良質な教育・保育の提供

幼児期の教育・保育は人格形成の基礎を担う重要なものであり、集団生活を通じて生活習慣や自主性、社会性を身に付けるなど、一人ひとりの発達に応じた質の高い幼児教育・保育の提供に努めます。また、幼児期の子どもたちが義務教育へ円滑に接続できるよう、認定こども園と各学校との連携強化を図ります。

■施策の柱① 質の高い幼児教育・保育サービスの提供

○幼保連携型認定こども園の特性を生かし、0歳から5歳までの一貫した教育・保育や異年齢の交流により、子どもたちの健やかな発達と成長を促すための質の高い幼児教育・保育の提供を図ります。

■施策の柱② 幼児教育と就学期教育の連携

○幼児期から義務教育への円滑な接続を図るため、認定こども園と各学校とが相互に連携を深め、一人ひとりに応じたきめ細やかな就学指導に努めます。

■施策の柱③ 食育の推進

○子どもの心身の健やかな成長のために、食に関する体験活動や給食における地産地消を進めとともに、家庭や地域の方と連携した食育活動を推進していきます。

(4) すべての子どもの育ちを支える環境整備

すべての子どもの健やかな育ちのため、配慮や支援が必要な子どもや家庭に対し、一人ひとりの個性と能力に応じたきめ細やかな支援体制の充実を図ります。また、子育てや教育に係る経済的負担の軽減を図り、すべての子どもの育ちを支える環境整備に努めます。

■施策の柱① 子どもの発達支援事業等の充実

○発達に関し支援が必要な子どもとその保護者のために関係機関が連携し、早期発見・療育に努め、子どもたち個々の発達や特性を大切にした、きめ細やかな支援体制の充実を図ります。

■施策の柱② 子育て家庭への経済的支援

○子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てにかかる経済的負担を軽減するため、こども園の保育料及び給食材料費の無償化を行っています。また、家庭状況や子育てニーズに応じた支援の充実に努めます。